

様式第3号（第5条関係）

指令第1号

許 可 証

住 所 知多市にしのだ四丁目 19 番地の 13

氏 名 株式会社三四四

代表取締役 千 賀 貴 彦

常滑市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 11 条第 1 項の規定により次の条件を附し、
一般廃棄物処理業を許可する。

令和 7 年 4 月 1 日

常滑市長 伊 藤 辰 矢



- 1 種 類 事業所から排出される一般廃棄物の処理
(選別、破碎・洗浄・圧縮)
- 2 許可区域 常滑市久米字御林 31 番 128 (株式会社三四四 常滑支店)
- 3 搬入先 ー
- 4 有効期間 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 9 年 3 月 31 日
- 5 許可条件 ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守し、
常に衛生的に処理すること。
② 飛散、流出、悪臭、騒音がでないように万全の措置を講ずること。
③ 搬出先は、事業計画記載の各施設とすること。
④ 四半期ごとに処理業務実績報告書を提出すること。
- 6 そ の 他